

令和5年度第2回袖ヶ浦市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年9月1日（金）
午前9時開会、午後9時25分閉会
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所 北庁舎3階中会議室
- 3 出席者 ・ 委員 御園豊委員長、山口貴一職務代理
小尾明委員、岡田康正委員（欠席委員なし）
・ 事務局 山口事務局長、高品副主幹、桐谷副主査
- 4 傍聴定員と傍聴人数
傍聴定員5人、傍聴人数なし

5 議題

日程第1 会議録署名人の指名について

岡田委員とする。

日程第2 議件

議案第1号 選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者
並びに選挙人名簿登録者数の確定について

①説明

御園委員長）事務局に説明を求める。

高品副主幹）事務局の高品です。議案第1号の選挙人名簿への登録者及び選挙人名簿からの抹消者並びに選挙人名簿登録者数の確定について、ご説明いたします。議案第1号の別紙資料をご覧ください。内容は資料のとおりで、令和5年6月1日現在の選挙時登録者数54,111人に対し、登録者が883人、抹消者が763人で、今回の登録者数は120人増の54,231人となっております。ご説明は以上です。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第 2 号 在外選挙人名簿から抹消することについて

①説明

御園委員長) 事務局に説明を求める。

高品副主幹) 内容は資料のとおりで、この者については、平成 20 年 6 月 2 日の選挙管理委員会において承認され、在外選挙人名簿に登録されておりましたが、令和 5 年 6 月 1 日に本籍地から通知が届き、令和 5 年 4 月 27 日に亡くなった旨を確認したことから公職選挙法第 30 条の 11 第 1 項の規定により本日抹消するものです。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第 3 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

①説明

御園委員長) 事務局に説明を求める。

高品副主幹) 国外転出したものが国の選挙の際に投票を行うため、在外選挙人名簿に登録するもので、今回は公職選挙法第 30 条の 5 の規定により領事館を通じて申請があったものです。

公職選挙法施行令第 23 条の 5 第 1 項の規定により、在外選挙人名簿の被登録資格について、本籍地の市区町村に照会をした結果、被登録資格を有する者であったことから、公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定により在外選挙人名簿に登録しようとするものです。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

議案第 4 号 袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する規程の一部を改正する告示について

①説明

御園委員長) 事務局に説明を求める。

高品副主幹) 議案第 4 号の袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙にお
ける選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する
告示について、ご説明いたします。議案第 4 号の参考資
料をご覧ください。

内容は資料のとおりで、袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市
長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 規程の一
部様式を次のように改正するものです。

様式第 7 号備考第 4 項中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」
に改める。様式第 1 3 号備考第 4 項第 2 号中「7 円 5 1 銭」
を「7 円 7 3 銭」に改める。

議案第 5 号 登録の移替えの延期を定めることについて

①説明

御園委員長) 事務局に説明を求める。

高品副主幹) 公職選挙法施行令第 1 7 条の規定により、住所・投票
区の変更を行っておりますが、ただし書きで、任期が
終わる日の前 6 0 日からその選挙期日までは、移し替
えを選挙期日後まで延期することが、出来るとなっ
ております。

今回の袖ヶ浦市長及び市議会議員補欠選挙ですと任
期が 1 1 月 2 2 日であり、その 6 0 日前の 9 月 2 3 日
から選挙期日の 1 1 月 1 2 日までは、移し替えを延期
することができます。

しかしながら、移し替えをしないということは、転居

しても前の投票区で投票を行わなければならないため、この期間が短い方が利便性は向上します。

本選挙では、入場券の作成を10月11日までの情報で行うことから、それ以降は移し替えをしないこととし、令和5年10月12日から令和5年11月12日までに登録の移替えを延期する期間とするものです。

②意見、質疑、採択

意見質疑等なく、全員賛成により承認

その他

- ・投票時刻の繰り上げについて（館山市）
- ・今後の選挙管理委員会会議について
- ・合同研修会について
- ・袖ヶ浦市長選挙の啓発運動について